

訴えの提起の件（貸金請求）

平成30年（2018年）5月17日提出

札幌市長 秋 元 克 広

本市は、下記により訴えを提起するものとする。

記

1 事件名

貸金請求事件

2 当事者

原告 札幌市

被告 札幌市手稲区在住者

3 訴えを提起する裁判所

札幌地方裁判所

4 請求の要旨

(1) 請求の趣旨

ア 被告は、原告に対し、金1,742,265円及び内金1,652,929円に対する各約定償還期日から支払済みまで年10.75%の割合による金員を支払え

イ 訴訟費用は被告の負担とする

との判決及びアにつき仮執行の宣言を求める。

(2) 請求の原因

ア 原告は、被告との間で、平成10年3月6日付けで札幌市アイヌ住宅新築資金等貸付要綱（旧札幌市ウタリ住宅新築資金等貸付要綱）に基づき住宅改修資金に係る金銭消費貸借契約（以下「本件貸金契約」という。）を締結し、被告に対して、利息を年2%として4,300,000円の貸付けを行い、被告は、同年4月から平成25年3月まで、毎月末日限り、27,655円ずつ償還することとなった（これに係る違約金は年

10.75%の割合)。

イ 被告は、これまで合計663,720円を償還してきたが、平成12年11月7日に同年3月末日償還期日分を償還した後、償還を行っておらず、未償還分がある。

ウ 被告は、平成30年2月9日付け通知書により、本件貸金契約に基づく貸金請求権について消滅時効を援用した。しかしながら、本件貸金契約には、当然失期の期限の利益喪失条項はなく、平成20年1月末日以降に償還期日を迎えるものについては未だ消滅時効期間を徒過していないと解される。

エ よって原告は、被告に対し、上記(1)ア記載のとおり金員の支払を求める。

5 訴え提起の理由

本市が訴えを提起しようとする相手方は、本市の再三の催告にもかかわらず、償還に応じていない。直近では平成30年1月11日付けで催告を実施するも、相手方はこれに全く応じず、もはや自主的な償還を期待することができない状況にあり、この状況を放置することは、本市の今後の行政運営に重大な支障を及ぼすこととなる。

よって、相手方に対し、上記4(1)ア記載の金員の支払を求める訴えを提起する。

(理由)

貸金請求の訴えを提起するため、本案を提出する。